

建築物石綿含有建材調査者講習について

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました。(石綿則第3条、関係告示)
建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。なお、施行は令和5年10月1日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

1. 受講を希望される方はHPもしくは電話で予約を取ってください。予約完了後にHPより受講申込書を出し受講者情報、会社でお申し込みの場合は会社情報、石綿作業主任者修了証情報をご記入の上FAXもしくは郵送で弊社へお送りください。
2. 当講習はテキスト代を含み45,000円です。受講開始の1週間前までに当社指定の銀行へお振込みください。お振込み前に申込書出力時2枚目の銀行振込内訳通知書をご記入いただきFAXを入れてください。
3. 弊社で行なう当講習の受講資格は、石綿作業主任者技能講習修了者に限定させていただきます。
4. 受講票は発行しておりませんので受講開始日を忘れないでお越し下さい。
5. 受講開始時刻は9時となっています。1日目の受付は遅くとも講習開始時間の30分前迄に済ませて下さい。授業に遅刻すると、**いかなる遅刻理由にかかわらず予約日程での受講は出来ません。**
6. 学科試験の合否は講習2日目の試験終了後に発表いたします。
 - (1)合格者へは当日修了証を配布いたします。
 - (2)不合格者には受講証明書を発行いたします。**受講証明書の再発行はいたしません。**
 - (3)資格取得を希望される方は受講した年度の末日を起算して2年を経過する日までの間は、受講したものとみなし、**再試験を受けることが出来ます。**その際には新たに再試験受験申込の手続きを行い、再試験料(10,000円)を試験日の1週間前までにお振込みいただきます。
また、再試験では受講証明書の提示が必須となりますので、**保管には十分ご注意ください。**

受講開始日には下記のものをお持ち下さい。

- i. 自動車免許証または住民票(6ヶ月以内有効、マイナンバーが記載されていないもの)、マイナンバーカード、外国籍の方「在留カード」/「特別永住者証明書」(外国籍の方で受講希望の方は、漢字の読解ができる方に限ります。)等の本人確認が出来る公的に発行された証明書(健康保険証は受けません)を受付で提示願います。
- ii. **石綿作業主任者技能講習修了証(原本)**
講習初日に忘れた方は、**その日程での受講は出来ません。**後日、別日程への変更のご連絡をお願いします。
- iii. 写真(24mm×30mm:6ヶ月以内の無帽、無背景の免許証用)は裏面に氏名及び受講種目を記入して下さい。写真必要枚数は**1枚**です。